

第22号議案

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

提案理由

厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の改正に伴い、使用料の区分から肺がん検診の喀痰細胞診検査を除く等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第　　号

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例（昭和45年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
胃部集団検診～子宮がん検診	(略)		胃部集団検診～子宮がん検診	(略)	
			肺がん検診 喀痰細胞診検査	1件	900円
大腸がん検診～骨粗鬆症検診	(略)		大腸がん検診～骨粗鬆症検診	(略)	
			肝炎ウイルス検診	1件	1,000円
備考　(略)			備考　(略)		

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

参 照

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の改正に伴い、使用料の区分から肺がん検診の喀痰細胞診検査を除く等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 肺がん検診の喀痰細胞診検査は50歳以上の重喫煙者に実施しているところ、得られる効果は小さいと評価され、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針から削除されたため、当該検査を使用料の区分から削除する。(別表関係)
- (2) 肝炎ウイルス検診について、早期発見・早期治療の必要性から40歳以上の市民に既に無料で実施しているため、当該検査を使用料の区分から削除する。(別表関係)

3 施行期日

令和8年4月1日